

令和8年度 小田原市社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

平成28年に社会福祉法が改正され、経営組織のガバナンスの強化、運営の透明性の確保、財務規律の強化等を内容とする社会福祉法人制度の改革が行われました。

この改革を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監査については、法人の自主性・自律性を基本に置き、法令、通知等に定められた法人として遵守すべき事項について、国が定める「指導監査ガイドライン」に基づき運営実態の検査を行います。改革後の社会福祉法人制度の理解に基づいた法人の自律的な運営を促すとともに、ガバナンス等に問題があると認められる法人に対しては重点的に指導を行います。

指導監査に当たっては、当該法人が運営する施設、事業所等を所管する神奈川県及び市の関係部局と必要な情報の交換に努めながら実施します。

(1) 一般監査

ア 定期監査

原則3箇年に1回の周期で、指導監査ガイドラインに定める監査事項全般について監査を行います。ガバナンス等に問題があると認められる法人については、周期を短縮し継続して監査を実施します。

イ 随時監査

次のような場合に当該事項について監査を行います。

- (ア) 文書指摘事項の改善の状況の確認のため調査が特に必要と認められるとき。
- (イ) 法人から届出された現況報告、計算書類等の内容を確認した結果、法人の運営等に問題発生のおそれがあり、調査が必要と認められるとき。
- (ウ) 法人の設立及び基本財産の取得又は処分等により、調査が必要と認められるとき。
- (エ) その他法人の運営等に問題発生のおそれがあり、調査が必要と認められるとき。

(2) 特別監査

法人の運営等に重大な問題が認められる場合には、特別に監査を行います。

2 一般監査のうち定期監査の重点監査事項

(1) 法人運営

- ・評議員会の招集が適正に行われているか。
- ・理事会の決議が法令並びに定款及び定款細則に定めるところにより行われているか。
- ・理事会について、法令で定めるところにより、議事録が作成、保存されているか。

(2) 会計管理

- ・契約事務等の契約手続について経理規程が遵守されているか。
- ・経理規程に従って会計処理等の事務処理がされているか。
- ・作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。